

教務に関する規程抜粋

1 出席に関する事項

- (1) ホームルーム及び授業開始時刻に遅れた者は遅刻とし、放課時以前に下校した者は早退とする。
また、途中一部の時限に不在の場合はその時限は欠課とする。
- (2) 校長が不可抗力の事故と認めたときの欠席・遅刻は出席停止扱いとする。
- (3) 校長が認めた欠席・遅刻は出席扱いとする。
- (4) 忌引日数の基準は、学則第6章第24条による。
- (5) 伝染病による登校停止は、忌引と同様の取扱いとする。

2 単位の履修、修得及び進級、卒業、卒業見込みに関する事項

(全日制)

- (1) 欠課時数が授業時数の3分の1をこえないときはその科目の単位の履修を認める。
- (2) 履修が認められた科目のうち、5段階評定が「2」以上の科目については単位の修得を認める。
- (3) 各学年において履修すべき本校所定の科目の単位の修得をもって進級を認める。
- (4) 卒業見込みの認定は、第3学年の第1学期末および第2学期末評定において履修すべき本校所定の科目の5段階評定が全て「2」以上のものについて行う。
- (5) 卒業の認定は本校所定の全科目の単位を修得したものについて行う。
- (6) 以下の項目の一に該当するときは、原則として原級に留める。
 - ① 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えるもの。
 - ② 休学中のもの。
 - ③ 履修を認定されない科目のあるもの。
 - ④ 評定「1」が3科目以上あるもの。
 - ⑤ 追考査に合格しないもの。

尚、同じ学年に在学できるのは原則として2年間までとする。

3 表彰に関する事項

(全日制)

個人または団体が校内外において表彰に値すると思われる行為のあった場合は、校長はこれを表彰する。

(1) 校内賞

① 優等賞

各科において3ヵ年成績・人物等で最も優秀であった者1名。

② 皆勤賞

在学中欠席、遅刻、早退、欠課が皆無の者に皆勤賞を与える。ただし、以下の場合、皆勤賞は与えない。

1 長期休業中の登校日を欠席，遅刻，早退した者。

2 週休日及び長期休業中の出席すべき学校行事を欠席，遅刻，早退した者。

尚，公式試合の場合は出席扱いにし，また，それに準ずる試合や行事は協議の上出席扱いとする。

③ 特別活動賞

ア 生徒会役員，総務委員，専門委員に1年から卒業するまで3回以上就任した者。

但し，会長は1回。

イ 部活動は部長を原則とするが，特に部活動で功労のあった者がいるときは，事情により2名のこともある。

(2) 校外賞

① 産業教育振興中央会長賞

年度別に機械，電子情報，化学工業の科順で与える。

② 山口県産業教育振興会会長賞

産業教育振興中央会長賞受賞者の科1名を除いて，各科1名に与える。

(定時制)

別に定める。